

公共放送ワーキンググループ（第6回） 議事要旨

1 日時

令和5年3月15日（水）16時04分～18時06分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

（1）構成員

三友主査、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

山崎大臣官房審議官、岸情報流通行政局放送政策課企画官

4 議事要旨

（1）前回の議論の振り返り

事務局から、参考資料に基づき、説明が行われた。

（2）川濱教授プレゼンテーション

京都大学大学院法学研究科の川濱教授から、資料6-1に基づき、説明が行われた。

（3）質疑応答

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【林構成員】

2点質問がございまして、1点は川濱教授の本日のプレゼンで「競争評価」の必要性と重要性に言及されていたのは私も全く同感で、このWGでも、そのことは折に触れて発言してきたつもりです。その際、メディアの「競争評価」という場合、塩野宏先生以来、ドイツ等の議論を参考に「ジ

ジャーナリズム上の競争」と、競争法上の「経済的競争」とをですね、事実上の密接な関連性がありつつも、概念としては異なると説かれてきたのはご案内の通りかと存じます。その際、前者のジャーナリズム上の競争については、いわゆる視聴者市場に対する評価・分析として、放送の「質」と「量」に対して考慮する必要があるのではないかと存じます。例えば私が今いるドイツでは、この点、ALM、州のメディア監督機関がですね、これが番組の内容的多様性等に関する規制監督を行っていますし、KEK、すなわちメディア分野集中審査委員会が、主に民放を念頭に置いて、メディア分野における集中化の問題を管轄しているのはご案内の通りです。他方、経済的競争の側面については、いわゆる市場の二面性にも配慮しながら、国家補助の問題もさることながら、市場画定のSSNIPテストや競争のいわゆる「セオリーオブハーム」等に基づいて合併規制類似の評価を行う必要があるかと存じます。ドイツですとこれはご案内のように連邦カルテル庁が判断しています。そこで質問ですが、要は一口に「競争評価」といっても、ジャーナリズム上の競争と経済的競争の両面から、多面的に「競争評価」を行っていくべきと存じますが、本日の先生の御報告は、後者の観点がメインだったかと存じますが、「競争評価」の多面性に関する先生のお考えを敷衍（ふえん）してお聞かせいただけましたら幸いです。

2点目の御質問は、本日、イギリスの公共性テストについて御教示いただきましたけれども、注意すべきは、競争と公共性という軸でテストした場合に、競争と公共性は「裸の比較衡量」をすべきものではない、と思っています。と申しますのも、公正競争とメディアの公共性をそのまま比較衡量してしまうと、公正競争の懸念が仮にあったとしても、それを上回る公共性が存在するから結果として問題ないという判断に常に傾きがちです。なんとなれば、NHKが提供するサービスにきわめて高い公共性があることは、その流れる媒体がテレビであろうとインターネットであろうと、論を待たないわけでありまして、その意味で、公共性テストというのが、NHKの提供するサービスに事後的な「お墨付き」を与える手段になってしまっただけでは、問題だと存じます。要は、公共性テストのような検討プロセスを構築する場合には、公共性における各考慮要因を構造化し、体系化する必要がある。単に公正競争が公共性テストという名の総合考慮の一要素となってしまうのは、当該テストが形骸化する懸念があるのではないかと存じます。したがって、公正競争阻害性の有無は、それ自体独立して、公共性テストの中に構造化して位置付けた上で、しっかり検証する必要があると思っていますが、この点に関する川濱教授のお考えをご教示いただけましたら幸いです。

【川濱教授】

まず、第1のご質問ですが、ドイツの場合そういった議論が過去にあったことは知っておりま

すけれども、今回非常に重要なポイントは林構成員がおっしゃったように、多面市場特性を見ていくと、実は経済的競争の問題とジャーナリズムとしての競争つまり視聴者獲得を目指していくような競争とが実は一体化しているということです。

これは競争評価で直接観察される第1段階の検討対象が視聴者ベースのものだったとしますと、そこにおいて、つまり視聴者分布のところ、何らかの悪影響が出てくると、先ほど言ったクロスネットワーク効果ないしは間接的なネットワークのせいで、別サイドのプロフィットセンターの部分に影響することになるわけです。したがって、我々はこの視聴者市場での影響と、経済的な影響の両方見ていくことが可能になると思います。視聴者の部分だけ見ていたのでは本当に民間企業における悪影響がどれだけ強いかが目に見えてとれないんです。それをクロスネットワーク効果等を考慮して補完的な部分も含めて見ていくことによって、競争への影響を可視化できるわけです。これは林構成員の御持論だと思いますけれども、まさに市場画定とは競争への影響を可視化するためにあるものだと考えます。なお、ここでの評価を厳密に市場画定で見ていくのか、競争評価で見ていくのかは、これはどちらでやっても最終的な結論は一緒なんですけど、これも林構成員は御案内のとおりだと思いますけれども、問題関心に応じて重層的に市場画定を行いそこで見ていくべきだということになってくると。

次は、公益性審査に入りますと、おっしゃるとおりですけれども、今回私が強調いたしましたのは、反競争効果の場合の種類というのは何段階かあるということです。入り口レベルの問題としての競争歪曲は、これは補助金があれば当然にあるんですよ。レベルプレイングフィールドが害されるという点で。それがちょっと強くなってくると、現によりよい取引要件が出て、顧客を誘引してるんじゃないかというレベルが考えられて第3段階はその結果としてクラウディングアウトを受けたり、あるいは投資インセンティブが低下したり、そういったかなり強い排除効果が認定されるというのが、問題です。これら反競争効果自身が反公益性であることが公益性審査の眼目です。まず第1段階では、その反公益性に対する反証が必要だろうと。ここでの公益性の内容をどう定義するかの問題にもよるけれども、第1段階の場合だったら公益性の単なる歪曲効果だったら、当該補助金が一応ラショナルベースを持つような補助金であればひとまずは正当化されるものだと思います。もちろん、ラショナルベースで足りるのか、リーゾナルベースでの評価が必要なのかという争いがあるかと思いますが、それによって正当化されると想定できます。しかし、クラウディングアウトの効果になってくると、情報空間に対する影響から考えていくと競争への悪影響も大きい上に、単なる競争歪曲を超えた反公益性になってくると思います。これも最近よく議論をされているとおり、選択肢の減少というのはただ単に古典的な消費者厚生だけではなくて、より強い意味における市民としての厚生につながるようなウェルフェアとして

も評価できる側面があります。まさに、それに対する悪影響がある以上は、公益性審査はクリアされないことになりそうだと思います。もちろん、そのような効果が高かったら、それを低くするような形での業務拡張の計画を変更するというレメディが考えられます。事前審査の強みというのは、レメディの設計が可能なことです。最終的にオッケー出すにしても、計画の変更等々はしばしばやっているところだろうし、大きな領域だったらオッケー出していく形でできると。逆に言うと、これができない事後の審査では、結果としてあのメディアは衰退し、最終的に潰れました、駄目になりましたであり、事後のレメディでは済まないわけです。

【林構成員】

おかげさまでよく分かりました。特に事前審査の必要性について、これもまた同感でございます。

【宍戸構成員】

私からはコメントと質問をさせていただきたいと思います。先生の今日のお話は、私どもがここで議論してきたことに引き直しつつ申しますと、競争評価は非常に大事であること。そのときに裸の比較考慮ではなくて、今、林構成員がおっしゃったことに関わりますけれども、公益性、それから適切性、必要性ときちんと分析して見ていくということ。それから、それは具体的には日本の情報空間、メディア特性に基づいた議論をしっかりとしていかなければいけないこと。また、川濱教授から御示唆いただいたことの中で、私が重要だと思えますのは、特に日本の二元体制のもとで多元性を破壊するようなNHKの業務の拡大は、必要な限度を超えている以前に、そもそも反公益的だと捉えられるのではないかということ。もし誤解があったら、後で御指摘いただければと思うのですけれども。また、この種の議論をする前提としてサーベイ調査であったり、影響を受ける事業者がしっかり声を上げて情報を提供していただかないと、議論がうまくいかないこと、これらは非常に重要だと、私も思いました。これが、コメントでございます。

質問でございますけれども、私は常々、放送制度それ自体がそもそも国家補助に当たらないのか、そのときの公共放送の問題と放送市場全体の問題はどう考えればいいのか気がなっておりましたので、この場で教えていただけないかと思えます。そもそも、参入規制がある、それから外資規制を伴う放送制度が、本当に言論市場の中でクラウドディングアウト効果を持ってないのかということがそもそもあるだろう。そういった問題とNHKの業務拡大といった問題の関係を、どう考えればいいのか。一つはAs isで、もう制度的に設計された市場を前提にして、その中で今、事業者がいるところで、公共放送が業務を拡大する、その部分だけの差分を捉えて議論すればいいのか。あるいはもう少し別の放送政策全体の関係で申しますと、もともとある種、放送制

度はつくり込まれて市場ができているんだとすれば、例えばクラウドディングアウトの問題についても、市場内の、例えば民間放送事業者さんに投資等のインセンティブが下がらないよう、むしろ刺激するような別の施策を制度的に投入することで、その問題を緩和する、していいと競争政策の中では考え得るのか。

あともう1点どうしてもお伺いしておきたいのが、民間放送事業者と公共放送の協力についても、この場では議論をしていますが、このような競争と協力両方を言わば制度的に一緒に進めようとする場合に、今、川濱教授おっしゃっていただいた競争評価と、どう切り分けて、あるいは接合してやっていけばいいのかとか、いろいろ悩んでいることがあります。

いろいろお伺いして恐縮でございますが、可能な範囲で教えていただければと思います。

【川濱教授】

非常に重要な指摘で、そもそも政府規制と国家補助は一応、峻別できるとはいえ、様々な政府規制がある結果、これは自然な状態での競争ではなくて、ベースライン自身が、かなり規制のある状況下になっているということはもう全く御指摘のとおりだと思います。競争評価のときにどう見ればいいのかということですが、これは結局のところ、現状をベースラインにするより仕方がないだろうと思います。要するに、ある現状からの何らかの介入があったときの、次における影響という形で見ていかなければ仕方がないだろうということです。今までの情報空間自身、いろいろ問題はあったとはいえ、一定のエコシステムとして、日本の民主制や社会を支えてきたことは確かなんだとしたら、それに対するインパクトをどう見るかは、次の一手をどう見るかということとなろうかと考えます。これは宍戸先生がおっしゃるとおり幾つかの施策というのは考えられるわけで、これは伝統メディアの困窮状況というのは、これは各国とも喫緊の課題になっているわけで、そのために何らかの施策を講じていくわけだろうし、それは新聞に対する様々な形でのプラットフォーム業者との交渉力の強化の問題もありましょうし、ある種のプロミネンス規制の導入とか、そのようなものも含めて考えていくべき問題というのは非常によく分かります。競争評価というのは、実はこれはあまりにも大きな問題を答えることは困難だから、業務拡張の影響を最小限評価するためのものです。業務拡張があった場合となかった場合の比較、最近よく使われる言葉でいうとカウンターファクト、反事実的想定が必要ですが、これは将来にかかる想定を必要とします。この場合の評価のスタンスですが、国家補助の場合というのは、普通の事業活動と違って、競争を害していることの誤りのコストよりも、行為を慎重にすることのコストの方が低いわけです。要するに、普通の事業活動では、迅速な経営判断を尊重する必要がありますが、緊急性のある公益性でない限り、国家補助の場合は迅速性を評価する必要性が低いということから、

評価の出発点になるのではないかという形で考えております。

もう一つ協力関係の問題ですが、これも重要だと思います。メディアの多様性のためには、場合によってはある種の協力関係があってメディアの多様性を守るとかということは十分に考えられると思います。他方、協力関係の程度が強すぎて独立した活動を困難にする場合には注意が必要かだと思います。この問題の難しさを表すエピソードがあります。アメリカで新聞保存法というのがございます。これは何かというと1970年にできた法律で、破綻しそうな新聞に救済的統合を認めるためのものです。新聞というのは基本的に広告とそれから販売の両方で持つわけですが、一旦、部数が減っていくと、販売部門と同時に広告部門も悪化する形でまさにネットワーク効果の結果、衰退し破綻する可能性があるという認識されていました。この法律は、メディアの多様性を守るという名目で、破綻企業の抗弁という独禁法上の基準よりも広範な形で共同販売スキーム等々を認めることによって、編集権の独立性を保っているならば、営業面での統合を伴う措置を取っても構わないとしたのです。これは要するに、販売広告の、特に広告の業務に関して協力活動を行うことによって、メディアの多様性を残そうという立法なわけです。こういったこともある意味では参考になるという気はいたしますが、実は問題もあるという事後評価もあります。つまり、協力関係があって結局、ある種のその部分で業務を一元化してしまうと、真のメディアの独立性は失われて、本当に多様な言論の確保になるかどうかという問題も提起されています。これは今でもよく出てくる議論だと思います。メディアの多様性というときに、つくるものが別個であれば多様性が確保できるのだというのと、しかし販売部門の独立性を限定していくと、結局のところ多様性が失われていくんじゃないかということになります。新聞保存法というのは、先ほど言ったクロスプラットフォーム効果を先駆的に見た立法ともいえますが、新聞保存法の持つ機能を批判的に吟味すると、ここがどうも怪しいという議論もあって、評価する必要があります。その点で慎重につくり込んでいく必要があるんだろうと思います。少なくとも、編集やその他のジャーナリズム的、報道的活動の独立性を担保した形であることが必要だと思います。極端な話、合同プラットフォームなんかつくってしまうと、ある意味で取り返しのつかないことになるのではないかという懸念もあります。

【内山構成員】

2点質問がございまして、一番、正直どう解釈すればいいか分からなかったのが、2ページ目のⅡの(2)、どのような市場を評価対象にしていくかというところで、川瀆教授のお話の中で「いろいろあるとしか言えない」という言い方をされてはいたんですけども、でもそれじゃ多分できないので、実際に川瀆教授はどういうイメージを、今回のNHKの場合においては持たれてい

るのか。特にこのレジュメで言うところの、ネットワーク効果で、言わば経済学でいうところの多面市場理論で言うと多面のところになってくると思いますけれども、それは具体的にどこを見てこういうレジュメにされているのかというのが1点目の質問でございます。

それから、2点目はレジュメ3ページ目でクラウドイングアウトの話が出ていますので、これはもう経済学の話なので、あえて聞かせていただきますけれども、例えば公的部門が1億の公共投資をやって、1億以上の民間投資が押し出されたとすれば、それは間違った公共投資となると思います。だけれども、1億の公共投資によって押し出されるのが、例えば民間投資1,000万だったら、法律家の皆さんはどう考えるかという点です。あえてこういう質問するのは今日、事務局は後々の資料で引用しているBBCのパブリックテストの原文を見ていて、算定式をモデル化するとき、そのモデルによってはクラウドイングアウトじゃなくてクラウドイングインがあるという書き方をしているんです。つまり、むしろ誘発効果を出しているという計算もできるぐらいであってというところもあったので、ですから、民間投資が押し出されるといったときに、どの辺りまで悪とお考えになるかというところの御示唆をいただければと思いました。

【川濱教授】

これは、市場画定の問題ですけれども、業務の拡張というときに業務の対応によって異なるわけですね。Ofcomの過去の例を見ても、全ての新たな業務を行うことに影響を受ける部分は異なってくるわけで、これは答えがないのは当然で、これに答えを与えること自身は非常に危険な、要するに悪影響がどこに与えるか分からないし、あるいはプラスの効果はどこに出るかも分からないところがあるので、そこでやっかいな問題ですね。例えばフォワードルッキングにならざるを得ないところがあるんだろうと考えております。

だから過去の事業の代替性だけではチェックできないところがあって、例えば通常、放送と新聞は代替性関係はないけれども、ある種の業務の場合だったら、特にネットワーク利用の場合だったら具体的に影響を受ける可能性も出てくる。ただこれは過去の古典的なメディアとしての新聞と放送の場合だったら、現れない局面が出てくるんだと思うんですね。

これは多分、今の段階では難しいところがあって、ここで適切なサーベイ調査など定性的評価に依拠しながら調べていかなければならないところになるのではないかと思います。ここでは結局のところ、かなり熟達の経済学者たちを使わないと仕方がないところに直面することもあるだろうし、という印象でございます。

もう1点、そのクラウドイングアウトの問題ですが、この点も非常に重要なポイントで、ここも数値化することよりも具体的にそこで民間企業の投資が抑制されることは、例えば1億投資があ

ったとしても、ここでの評価が低かった場合には、これは本来民間ができる部分が押し出されることによるメディアの多様性の創出というのはかなり大きな問題があることから、悪影響の程度はかなり大きいと一般に考えられているのではないかと思います。ただ、ここも金銭的評価自身はここを数字的に厳密にできるわけではないということと、おっしゃいましたように、ある種の誘発効果の結果、民間の要するに効果を拡張する可能性もないわけじゃないと思うんですけども、これはまさにケース・バイ・ケースで、だからこそ競争評価が必要だと思います。常に楽観的な展望もできないけれども、悲観的な展望をと思っていたら、よく調べてみると楽観的展望だった場合もあるということになろうかという印象でございます。

【内山構成員】

もう1回だけ聞かせてください。1億の公共投資があって、1,000万の民間投資が押し出されたケースは、競争法とか公取的な視点で行ったときに、一般的にはどう解釈されますか。

【川濱教授】

この1億の公共投資ということの公共投資の意味が異なっていて、ここではなぜ、投資が必要だったかということの説明が必要になってきますね。ここでは、投資というよりかは締め出された効果がどの程度、このような国家補助の結果、行われた投資によって締め出されたものがあるとなったら、その悪影響というのがかなり大きいのではないかと、一般に考えられるのではないかと思います。これは1億の投資だから1,000万というような、多分数字的な計算というのはただちにはできないところがあります。先ほど申しましたとおり、これまた御質問の際にもありましたように、ここで問題となっているのは多面市場です。ワンセグメントの収入の低下が他のセグメントに入っていく効果があるときに、これ最終的に全部計量化できるのか、多面的な影響があるとしたら、特定のセグメントで締め出し効果があるならば、その悪影響が大きいと考えるのかによって評価の手法が変わってくると考えています。この部分、確かに多面市場特性があることから、他の部分をちょっとだけ、先ほど林構成員からの質問にありましたように、一見、無償部分に思われる部分において抑制効果が生じることもあります。それがドル箱部門に入って波及していく効果もあるならば、両方と見ていかなきゃいけないことになります。このときにトータルで全く低下しないし、そのため、これで見えていくとプラスのほうが大きいんだということになった場合に、そのプラスの効果というのが、公共放送に与えた任務からすると、要するに利潤ベースに考えて得しましたではなく、公共ベースで考えたときの放送が行う責務として、収益の増加というのは、正しかったかどうかという評価が多分必要になってくるんだろうと考えておりま

す。おっしゃるとおり、かなり特異な動きをする需要の動向によつたら、異なった厚生つまりウェルフェアの評価が必要になる可能性が十分にあるとは思いますが、そこら辺に注意が必要なのかという気がいたします。たとえば、ただいまの1億と1,000万のというのは、投資金額ですが、比較衡量ではこれを厚生に換算する必要があります。ここら辺は恐らく多様性の評価はどの辺にどれだけのウエートを置くかの問題とつながってくるだろうと思えます。単純な消費者余剰のようなウェルフェアの評価でいいのか、それともここに何か重みづけが必要かどうかという、難しい評価の問題が出てくるかと思えます。普通、法的評価において生の厚生評価までやっていると、そもそも誤差も入ってきますし、もう少し大ざっぱな形で、クラウドディングアウトの可能性が高かったら、問題があるのでそのままでは業務拡張を認めないという形にとどめることになるのかというのが、規制の相場感覚かと思っております。

(4) インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方

①公正競争確保の必要性

事務局から、資料6-2に基づいて、説明が行われた。

(5) 意見交換①

各構成員から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

先ほどの事務局の整理につきましては、基本的に異存ございません。この案に賛成でございます。けれども、そのルールの設定については、さらに掘り下げて検討する必要があるのではないかと思います。後ほど事前規制か事後規制かとか、あるいは競争評価の中身について御紹介があると思いますが、先ほど川濱教授から国家補助の議論について御紹介があったところですが、国家補助というとEU機能条約の107条で国家補助が規律されているわけですが、EUで国家補助がなされている、それが競争との関係でどう整理されているのかは、正当化が一律に認められているわけではなくて、それこそ膨大な裁判例によって正当化できる場合の規範化・明確化がある程度なされている。すなわちその国家補助的なものであるけれども正当化できる場合と、そうでない場合を裁判例を挙げて明確化していると思えます。日本ではそういう裁判例はもちろんのこと、国家補助の基準自体必ずしも明確でないので、そこはよく彼我の状況の検討していく必要があるのではないかと思います。

【内山構成員】

基本的には事務局原案に対して賛成したいと思います。ただ、先ほどの議論の続きになってしまうのですが、民放や新聞の経営をどの程度圧迫し、メディアの多元性が損なわれるかというところが一つ大きなテーゼになっていると思います。つまり、どうしてもこの分野はメディアの多様性、多元性の維持ということが必要なことであって、その結果もしかしたら本来、社会厚生から見ると最適から外れるかもしれない。でも、それはもう一種社会的コストとして甘んじなければいけないということがあると理解しますので、基本的には事務局原案に対しては賛成ですが、その多元性、多様性を維持するために社会はコスト（厚生的損失）を払うことが伏線にあることは、意見として述べたいと思います。

【三友主査】

それでは、ワーキンググループとしては今、ここで示されている考え方に原則的に従うということできたいと思いますが、ただし、林構成員及び内山構成員から御指摘がありましたように、実際にこのルールを設定する場合どうするかということ、それから実際に多様性、多元性を確保することによる最適が何かというのは、これは定義が必要になるんですけども、最適なメディアミックスといったらよろしいでしょうか、そういったものからの乖離をどう捉えていくかというような視点、指摘がございました。

（６）インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方

②競争ルールの基本的方向性（事前のルールか事後のルールか）

事務局から、資料６－２の１２ページ以降について、説明が行われた。

（７）意見交換②

各構成員から以下のとおり発言があった。

【宍戸構成員】

フォローアップ実施型か、事前チェック重視型かという整理では、私の中ではまだ全然解が出ないので、構成員の皆様あるいはNHK御自身、あるいは関係事業者の方々の御意見を伺いながら考えていきたいと思いますが、その際に注意すべきポイント、あるいはこういう点を教えてほしいというポイントはございます。

１つは、フォローアップであれ、事前であれなのですけど、先ほどの川濱教授のお話で言いますと、そもそもNHKが新たな業務に乗り出す場合、それが公共性を持つのかということ、それから

その中には当然、多元性を破壊しないかということ自体がもちろん含まれているわけですが、もう一つは、本当に公共的なことをどれだけ実現できているのか。もう少しブレークダウンして申しますと、NHK自身の公共的な役割は具体的にどこまで実現できているのか。コスパも含めてでございますけれども、適切性の問題と、それから反公益性のところとも重なりますけれども、いろいろな競争阻害とか、必要な限度を超えていないかといった問題と、構造化されて分析するわけでございますが、それがフォローアップ重視型で後ろに寄せてやるのか、事前チェックでやるのかといった問題を、具体的に制度設計として整理してみなければいけないと思います。これがまず1点目でございます。

2点目は、これは何度か私、この場で申し上げたことでございますけれども、何よりもNHK御自身が今のような公共性、適切性、必要性についてどこまで明確な考えを持ち、具体的なファクトや予測を立てて、こういうことはできる、こういうことであれば多分弊害がないとか、しっかりと審査ないし説明をする体制をお持ちであるかどうか、かなり依存する部分がございます。

度々経営委員会の機能強化、在り方の問題を提起させていただいているのはそのためでございます。ここがはっきりしないのであれば事前チェックもしっかりし、フォローアップもしっかりするということにならざるを得ないわけであります。経営委員会以外のところで、しっかりNHKの中でおやりになって、それを経営委員会がオーソライズして御説明いただくということなのであれば、フォローアップ重視型に寄せていくということにもなるのだと思いますが、この点については、何度か申し上げておりますが、どこかのタイミングでNHKの経営委員会も含めた御判断について、私はこの場で御意見を伺いたいと思っております。

3点目でございますけれども、これは実際にNHKが業務をするか、する前か、あるいはした後かはともかく、先ほどの川濱教授とのやり取りにも関わりますが、具体的な情報が関係する方々から提供があるのかどうか、どのタイミングであれば具体的な情報の提供とか意見をいただけるのかに関わっていると思います。

いずれも事業を始める前に危険な部分は常にあるわけございまして、定性的なリスクを抽象的にただ言われるだけということであれば、結局、駄目だと言うか、事前チェックはほとんど機能しないのでやっしまえということにもなりかねないわけであります。

他方、ある程度事業が進んできた段階で、実際にやってみたときにこれだけの弊害が生じているということについての情報が、関係事業者からいただけるのであれば、むしろその段階で中間レビューみたいな感じなのかもしれませんけれども、チェックをすることにもなるのだらうと思います。

したがって、ここは今のようなことについて関係する方々、ないし体制についてどういうお考えをお持ちであるか、あるいは外国でどのような仕組みが具体的にとられているのかを踏まえて

設計することが大事かと思っております。

【三友主査】

重要な論点でございます。基本的には案の②-1、あるいは②-2ということだと思えますけれども、実際にフォローアップ重視にすべきかどうかは、いろいろな条件によって決まってくるであろうということだと思えます。それはただ単に市場だけの問題ではなくて、NHK自体の自身の考え方、そしてどれだけの説明責任を果たすかということ、さらには実際に評価する上で、情報がどれだけ具体的に得られるかという、こういったものに非常に大きく依存することだと御意見をいただきました。

【林構成員】

競争ルールが必要であるという場合に、事前か事後かと問われれば、これは事前であるべきだろうと思えます。その上で、私は今、事務局の説明をさらっと聞いた限りでは、フォローアップのみならず事前チェックも重視する案の②-2かと思いましたが、この点については、先ほど尖戸構成員が御言及された点を熟慮しながら、さらに検討していく必要あると思えます。

ただ、その競争ルールといった場合に、またこだわって恐縮ですが、さきほどの国家補助の枠組みで申しますと、国家補助をめぐる「競争評価」の判断枠組みでは、内部補助が認められるのは、あくまで大前提として、利益のある部門をもって、構造的に利益の出にくい部門を相殺することを前提としていまして、経済的に利益の潤沢な部門から利益の出ている部門へ進出するのはよほど公益性が認められない限り認められない。例えばこのNHKでやっているのは受信料の利益のある部分だとしますと、さらにインターネット活用業務という利益のある部分、まさにここでビジネスがなされているわけですが、そこへ進出するのは、そういった態様は、よほどの公益性が認められない限り、そこはかなり厳密に公益性審査というのをやらなければいけないと思えます。言い換えれば、なし崩し的な国家補助の正当化というのは認められないのは、これは国家補助の評価スキームの中の基本的な前提ですので、そこに留意して競争ルールを設計する必要がある。その意味でも、これは事前のルールでないと、そういうことはできないのではないかと思います。

【三友主査】

基本的には案の②-2でいくということでありまして、国家補助の必然性といいますが、そういったものについては十分に配慮すべきであるということでありまして。

【大谷構成員】

この論点で、14ページで言えば案の②-2に近い考え方になるのではないかと思うんですけれども、事前チェックの在り方というか、事前チェックは必ず必要だと思っているんですけれども、それに先立って現状、NHKでは補完的な位置づけとはいえ、190億円ものインターネット活用業務に予算を投じて業務を実施しているわけですし、現に理解増進情報などについての様々な意見を伝統的なメディア各社からいただいている状況ですので、まずその状態が競争に与えている影響というのは客観的にどのようなものなのかを、これから検討していく評価指標によって検討した上で、公共的な価値と、それからそれがメディアの多元性に与えている影響というのを一定の評価を行うことがまず必要なのではないかと考えております。

それは事後的な評価の形をとっていますけれども、今後行う事前評価の前段階にもなり得るものですので、そうやって循環的に一定の業務の変更先立って、その現状についての認識を行い、業務の変更を認めた後にはそのチェックを行うことの繰り返し行うことになるのだとすれば、事前のチェックではあるんだけど、既に行われていることの事後チェックについても併せて行うということで、それはかなり循環的なチェックになるのではないかと考えております。

それを言葉に落とせば、案の②-2ということにはなるとは思いますけれども、まず現状をどう見るかといったところも検討することが必要ではないかと考えております。

【三友主査】

基本的には案の②-2ということだと思っておりますけれども、まず現状を評価してそこからスタートすべきであるという御意見でございました。

【内山構成員】

私は実は、あまりこの部分に関しては明確にこれという選択肢がない状況です。いずれも懸念みたいものを持っていて、まず事前評価について言えば先ほどのお話にあったように、定性評価が入ってくるのは非常に気になります。そこでは幾らでも恣意性とか、声のでかい人が強くなるとか、そういうことが懸念としてありますし、先ほどのストーリーで言うとNHKが新しい事業ドメイン、あるいは事業領域に広げていくたびに、事前にチェックされるので、常に改革のスピードに対してネガティブになってしまうのが懸念点だと思います。

それから事後評価をやる場合、仮に例えばデータが取れて、よりの確な評価ができると思うんですけれども、でもそれで、もし事後評価でバツがついて、NHKやめなさいとなったときに、多少なりともそこにユーザーがついてたとすれば、また一種の社会的な混乱といいますか、ネガティブな

コストがかかるので、ここも懸念事項としてはあります。確かにいいところ取りするのであれば、それぞれPDCAであるとか、OODAループを高速で回してやっていくのがいいのでしょうか、PDCAでも、そのOODAループでもどちらでもいいですけども、高速に回そうとすると、またそれはそれで行政コスト、あるいは規制のコストがかかるところがあって、正直この3つの選択肢でどれがいいかというところではあまり決めかねていて、少し懸念点だけ意見として述べさせてもらいました。

【三友主査】

おっしゃるように例えば新規、新しいビジネス、イノベーションということに関して、あまり事前にコントロールしてしまうと、そういった芽を摘むことの可能性もあるということで、非常に重要な視点だと思います。

【瀧構成員】

1点質問が先にありまして、今、こういう意思決定をするときのスパンというか、次にどういう政策を打ちますかという意思決定のサイクルを前提にしていると思うんですけど、1年というよりは、業務範囲を大きく議論する機会ごとなので数年おきというイメージでしょうか。

【岸放送政策課企画官】

ここで言っているチェックというのは、例えば公共放送が新たにインターネット活用業務を始める場合、例えば、26ページに実施事例というのを掲げておりますけれども、まさに英国ですとBBCが提供するネット配信サービス、iPlayerというのがありますが、これの見逃し配信の期間を延ばすようなことについてテストをした事例があります。

例えばこれだと、BBCがやりたいと提案を出してから、Ofcomが評価を、事前にチェックを行って、最終的に決定を下すまで数か月かけてやったりしています。数か月かけて一定の条件でゴーサインを出すと、その後はOfcomは競争レビューという事後のチェックの仕組みを持っておりますが、これは恐らく不定期にチェックをしていると、このような時間軸でございます。

【瀧構成員】

その上で意見を申し上げますと、私は事業をしている立場なので、意思決定の一般論的な在り方として、事前に例えば定量的な評価軸が定まっていたり、あまりそれが変わりませんという状況とかであれば、ある種、割としゃくし定規に物事を決めていいみたいな度合いも出てくるので、その

ような状況であれば経営の自由度を確保してよいのではという立場がありえます。

一方で、もう一つは定性要因がたくさん入ってくるとか、例えば情報空間の健全性などは、この5年とか10年でまたものすごく意見が変わってきたものだと思いますので、今後も新しい軸が増える可能性があるとか、あとは実施主体、実質的には多分、経営委員会という表現になると思うんですけど、どれくらいアカウンタビリティであったり、自ら分析能力を持っているとか、そういう度合いによってこの案の②-1と②-2の間で揺れ動くところがあるんだろうと思っている次第でございます。

そのため、事後的にいろいろと判断要素があるときに、ある種、状況をハンドリングしている人が一番創意工夫を発揮できるということを考えるんだとすると、多分案の②-1側に寄るようなところがあるんだと思いますし、ある程度、今の時点で評価軸を1回決め打ちでいくべきみたいな部分があるのであれば、案の②-2でも安定的に運用できる要素があるのかと思っております、その辺りの要は定量と定性と状況が5年とか、この意思決定のスパンによってどれぐらいに変わるのかという観点で、恐らくこの議論って普通の企業経営とかだとそう考えるのかと思っております、そんなふうに投げかけてみた次第でございます。

私はこれらの変数がまだどこにあるのかをこの議論の延長線の中に見極めたいというところなので、まだこの2つの間で迷っている状況でございます。

【三友主査】

非常に重要な視点だと思いますし、おっしゃるとおり、案の①あるいは②で決め打ち、案の②-1、②-2と、どちらかに決め打ちということではなくて、その要因によっていずれかの状況、あるいはそのミックスになるかということだと思います。

【落合構成員】

私も3点ほど申し上げたいと思います。1つ目がまず案の①か②かという選択ですが、もし案の①を取るときに参考にするのであれば、フランスのCOMの規制なのだろうと思います。しかしながら、フランスの場合においては比較的、民放、民間事業者側からの、民業圧迫の懸念が比較的小ないような話があると聞いているところもございまして、そうすると、日本の中では、民放連様もそうですし、新聞協会様なども広い意味では関係者に入られると思いますけど、懸念が出されている中でありますと、参考とすべき事例としてフランスは恐らく適切ではないということになると考えております。

2点目としましては、案の②を検討するに当たって、まだ競争上の評価を行っていくための変数

が十分出そろっていないことは、皆様おっしゃられているところかと思いますが、検討していく中で公益性、必要性というような議論もあるかと思いますが。その際にNHKにおいて、公共性のある主体の情報空間における位置づけというのを議論しておりますが、親会ですとか、別のコンテンツ流通の分科会などで情報空間における放送事業者ないしメディアの果たす役割全体も議論されております。こういう親会ですとか、そちらの分科会などでも、NHKだけに限らない情報空間での役割について議論をして、その中でその一部がNHKと重なることもあるということだと思えます。今後の議論においてもNHK単体の議論だけをするのではなく、メディア全体に対して求められている役割というのをも考慮しながら、ここの必要性ないし公益性の議論はするべきではないかと思えます。

第3点としては、案の②-1から②-2の選択というのは今の時点で難しい部分があると思っております。これは宍戸構成員が先ほどおっしゃられたような、国、NHKの経営委員会であったりですとか、そういった幾つか設けられるプロセスの審査の強度がどの程度のものなのかによる部分もかなりあると思えます。また、そういった際にNHKができる限り事前審査が軽い形で進めたいのかどうか、という希望の意思を示されるかどうかも重要と思えます。申請される業務の内容や、過去に新規提案されたものの個別付随的なものであれば同じ判断にするのか等もあると思えますし、かなりいろいろな考慮事項あると思っております。その中で、先ほど瀧構成員もおっしゃられていた評価と、フォローアップの頻度をしっかり高めていくことはまず今の時点で明らかに必要と思っております。最終的に案の②-1と②-2の間にはなるかとは思いますが、もしくは、事前型を強くするほうに整理することが全体の論調だとは思いますが、いずれにしてもフォローアップや、評価の頻度はできる限り短く設定していくことはいずれにしても大事と思っています。

【三友主査】

今、皆様からの御意見を考える限りにおいては、我々のワーキンググループの意見としては、案の①か②かという選択においては案の②になるであろうと。ただし、案の②-1から②-2か、この点についてはまだ未確定な要素がいろいろあるので、そういった内容の具体化を経た上で、どのあたりにするのか。もちろんフォローアップの頻度にも大きく依存しますし、様々なパラメーターがありますので、そういったところをより具体化していく必要がある。

それともう一つは今、議論の中心となっておりますNHKについては、NHK自身がどのようにこれらの点について考えるか。その意見をぜひ一度聞くべきであるという意見も伺いました。

事務局から何か補足はございますか。

【岸放送政策課企画官】

おおむね、三友主査に今おまとめいただいたことでいいのかと思っております。NHK自身のお考えということにつきましては、今回競争という論点にフォーカスしておりますが、この後、論点が一巡した後にその機会を設けるべく、事務局としては考えておりますので、その際にしっかりと意思が聞けるようになればいいと思っております。

(8) インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方

②競争ルールの基本的方向性（競争ルールの枠組みにおける国の関与の在り方（1））

事務局から、資料6-2の37ページ以降について、説明が行われた。

(9) 意見交換③

各構成員から以下のとおり発言があった。

【三友主査】

林構成員からコメントをいただいております。（以下、代読。）

「競争ルールの枠組みにおける国の関与の在り方」につきましては、NHKの内部のみならず、テレコム分野における総務省の「競争評価」の枠組みも参考に、総務省においてもしっかりグリップすべきと存じます。以上、コメントでございます。

【宍戸構成員】

私は先ほど、出てきているように、NHKにしっかりとした、経営委員会含めましての評価の能力と、またそれを対外的に説明し、関係の事業者の方としっかり話し合ったり、その手続、そのプロセス自体を透明に公正に行う能力があれば案の①でいいと思いますが、そうでなければ案の②-2と思います。しかし、その能力がないとなれば、案の②-1となっていくものなのかと思えます。

いずれにしましても案の②は、②-1、②-2いずれも当然ながら自律を求められる言論機関としての公共放送の在り方に対して、ある種の業務の在り方に対する内容的な規制になり得ることは常に注意をすべきことであり、それはひとえに公共放送だけでなく放送制度全体に関わる問題でございます。そうである場合に、この案の②をとる場合には、これも何度か申し上げ、また先ほど川濱教授がおっしゃっていたことにも関わりますけれども、具体的なデータやファクトに基づき、また国が関与するときに何らかの形で関与する場合にはこういうデータ、ファクトに基づきこういう行動しましたということ自体が可視化、透明化され、そのこと自体が批判の対象となり得るような、慎重な仕組みづくりが同時に不可欠であるだろうと考えております。

【三友主査】

非常に重要な視点でございまして、この場は競争評価に限定し、競争ルールに関してフォーカスしているのですが、放送の内容等に及ぶ可能性が否定し切れないという視点をいただきました。この点、非常に重要な点でございますので、その意味では、もし案の②-2の場合には、データあるいはファクトに基づいた可視化、あるいは透明性というものが求められるという御意見でございました。

【落合構成員】

私も意見を申し上げさせていただきますが、公共放送のインターネット活用業務を考える前の段階で、これまでのNHKの行われていたインターネット業務の拡大の中での理解増進情報に対する扱いの議論もあったように思っております。

私自身も以前のワーキンググループで理解増進情報ではない形が良いのではと発言させていただきましたので、ガバナンスとして、どういう構造であれば違う形になるのかということであると、国が関与していく形が重要ではないかという点につながってくるのではないかと思います。そういった意味で、個別のチェックを国においても行っていくことは必要であろうと思っております。

その中で、利害関係者との間の調整、仲介というだけでいいのかですが、先ほど宍戸構成員もおっしゃられたような評価をできるようなエビデンスを示していく意味では、相当程度の能力や組織的な体制、経済的な分析、事業の状況の分析というのを、通信の世界における競争状況としてどうなのかということを含めてしっかり検証できるような機能が国になれば、そういった議論にはたどり着かないのではないかと思います。そういった意味では、案の②の関係では②-1になるような形で進めていくことも必要だろうと思っております。

この際に、公平性を国側が担っていく中で、推進施策とレビュー施策との間の緊張関係、利害関係の整理についても、組織的に適切に行われるように議論していく中で、社会的な理解がしっかりと得られるように議論していくことが重要ではないかと思います。

【瀧構成員】

この議論、先ほど私の前の質問と似ているんですけど、As isとTo beで考えたときに、究極的には案の①がTo be、目指すべき形だと思っているところです。それに当たっては宍戸構成員からもございましたけど、単純化して言うと、例えばNHKさん自らの分析能力や、広報の能力、その裏側にある恐らく論理的に何が自分たちの活動として適切なのかを説明できるような理論というか、論理的な体系とかがどんどん整備されるごとに、案の①が実現する世界が近づくんだと思っております。

そうなるAs isとして、それがどう満たされていくかを描く過程として、案の②があるんだろうなどは思っている次第でございますので、この辺は進化論といいますか、案の②-1の②-2に行って、案の①に行けるようなロードマップになるのか、ジャンプするのは別として、そういう見方を持つべきなのかと思いましたが次第です。

もう一つ軸として重要なと思っておりますのは、競争の評価の中であるとか、ちゃんとした言論であるかといったところの評価の軸に当たっては、恐らく例えば今日、今、この検討会をやっている構成員がそのままそれにアサインされたとしても、恐らくそれはあまり民主的な手法ではないんだろうと思っていて、例えば公的年金の運用とかでもよくある議論だと思うんですけども、広く国民を本当に代表している意見になっているのかというのが、特に案の②-1とかになると重要になってくるんだと思っております。

デジタル関連の政策を占うときに、例えばデジタルデバインドされている人たちがちゃんと入っているとか、高齢者の意見がちゃんと反映されているとか、逆に若年層の意見もちゃんと反映されているとか、そういった納得性が求められていくと思っておりますので、これは最終的には案の①でも案の②-1であったとしても、そういう民主的な代表された意見がされているかというところが、その評価に当たって同様に大事なのではないかとと思っております。そういうダイナミックなというか、前進的な進化像の中でこの問いを見るのかなと思いましたが次第でございます。

私の中では、まだ今、そこで案の②-1と②-2の間でどれぐらいの現状の能力があるのかについては、評価する情報が十分ない状況でございます。

【大谷構成員】

私、案の②の両方について相当迷ってはいるんですけども、多分どちらにも必要なことが述べられていると思っております、国の関与というのはどうしても第三者性というのは必要だと思いますので、その点では案の②-2のところがあると思います。

また放送、NHKの自律的な評価がなされるように、それを客観性を担保したりするために手続保障的な立場で関与するという点で案の②-2だと思いますけれども、それをやり切るためには自ら検証できるような検証機能を持たなければいけない点で、案の②-1の要素も持つものではないかと思っております。

利害関係者からの意見を聴取するというのも、独自に聴取する役割というのを備えなければいけない点で案の②-1、②-2いずれの機能も兼ね備えたものということになろうかと思っております。案の②-2の中に描かれているその調整とか仲介というのは、逆に第三者性を維持しながら調整・仲介を行うことにはかなり難しさがあるって、先ほども定性的な競争評価についての意見を受け

止めて何か行動するといったときに、それがかなり恣意性を持ったり、特に大きな声の方の影響を受けやすいようなことを考えますと、調整・仲介機能というか、そういった紛争の処理機能というのは、また別のところに置かなければいけないのではないかと考えております。現時点での考えを述べさせていただきます。

【三友主査】

これはなかなか難しい問題だとは思いますが、案の②-1にすべきという案もある一方で、案の②-1あるいは②-2そして最終的には案の①、そういった方向で動くのが理想ではないかというような御意見もございました。多くの方は現状においては案の②のいずれかの形になろうかという御意見だったと私は理解しましたが、具体的にどういった形に案の②-1にするか、②-2にするかというところについては、もう少し具体的な情報がないと難しいのかなというところもございます。事務局から何か補足がありましたらお願いいたします。

【岸放送政策課企画官】

国がそのエビデンスを持って公共放送の評価にも向き合っていくべきでありますとか、あるいは先ほどの事前、事後のところでも御指摘ありましたと思いますが、始めた後も国がその競争に与える影響というのをしっかり評価をしていくべきだ、それでフィードバックのループを回していくべきだという御指摘がありました。

(10) インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方

②競争ルールの基本的方向性（競争ルールの枠組みにおける国の関与の在り方（2））

事務局から、資料6-2の40ページ以降について、説明が行われた。

(11) 意見交換④

各構成員から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

私の差し当たっての意見としましては今、そのドイツ型のようなモデルを取るのではない限り、あるいはEUのようなモデルを取るのではない限り、その競争評価のルールというのは、まず国家補助の問題等、経済的な競争、この評価を念頭に置いてローンチすべきじゃないかと思っております。

43ページ、これはEUの例を御紹介いただいたわけですが、これはいずれの観点も非常に重要であることは論をまたないところでございますけれども、この4つの観点で申しますと、まさに

その市場の多元性を中心に基本権の保護、ある社会的包摂性、この部分は入ろうかと思うんですけども、他方で政治的独立の観点とか、こういったところは競争評価で、私は念頭に置いている競争評価で行うことがなじむのかというと、やや留保が個人的にはございます。

もちろんこういった観点は重要であることは論をまたないんですけども、日本は大臣独任制の官庁でございまして、放送メディアの規制が独立行政委員会による監督でもございません。そういった組織の立てつけなんかも考えますと、まず今日、川濱教授等が御紹介いただいたような経済的な観点を中心にまずは検討していくのが、着手小局といいますか、いいのではないかと私見では思っております。

【三友主査】

多元性の評価というのと、ここでいう競争ルールに関する評価、検証ということは、またちょっと違うということだと思います。

【長田構成員】

なかなか難しい議論で発言難しいなと思っていたんですけども、一視聴者の立場から申し上げますと、この言葉だけで国がどう関与するかという仕組みについて、賛成とか反対とかなかなか言えないなと思っております。どういう方法でどういう視点から何を評価するのかというところを、もうちょっと具体的に示していただかないと本当に難しいなと思っております、この議論はもう少し時間をかけて進めていただけるとありがたいなと思っております。

【三友主査】

おっしゃるとおりだと思います。ここで全てを決めるつもりもございませんし、これは非常に重要な問題でございますので、今後具体的な内容を詰めて今後議論を進めたいと思っております。

【落合構成員】

今の御説明いただいた論点につきましては、一つ、評価をする対象をどう設定するのは非常に重要だと改めて思いました。今回のこのNHKに関する競争評価の点は、特に民放との関係で、NHK自体に公共の資金を投下していると、視聴料ということで受領されている部分もあると思っておりますが、こういった中で行っていく業務として、不当な影響が及んでいないかを主に経済的な側面で議論していくことだと思います。

一方で、この市場の多元性や、基本的な権利の保護といった点について、欧州委員会の言われる

ような、NHKだけではなくてメディア全体としてどう担っていくのかを考えて、評価し、施策を考えていくべきことではないかと思います。今回のこのNHKの業務拡大というのにおいて必要になる部分と、全体的なメディアの施策として必要になる評価というのは、分けておいたほうが、最終的に議論としては適切なものになるのではないかと思います。

その上で、基本的に事務局で御説明いただいた方向性というのは適切に要約はされていたと思います。基本的に国の関与もありつつ、ただ一方で、NHKもいずれにしても国が評価をするにしても、自律的に自らの中でも経営委員会などを通じ適切に評価をしながら国の関与に対応することが必要だと思います。そのNHKの取り組みについては特にどちらを選ぶということでもなく、必ず必要なのかなと思いますのでコメントをさせていただきたいと思います。

【三友主査】

この点につきましては、本ワーキンググループとして整理していくもの、内容としましては、このワーキンググループの案に今、従う形でいきたいということであるとは思いますが、考慮すべき要因もいろいろありますし、国の関与ということについては、より内容を具体化しないと難しいという御意見もございました。引き続き、検討を進めていきたいと思っております。

【日本民間放送連盟（オブザーバー）堀木専務理事】

前回の会合で私から述べさせていただきましたが、放送ではなく通信の分野で新たにNHKの必須業務を設定するという話をされているのだと思います。その場合、必須業務の定義だったり、放送を行うために独占的に徴収が認められた受信料との関係、さらに言えば本日もNHKの業務拡大だけではなく情報政策全般に関わるような御意見もございましたが、放送法の制度の中で議論できることなのかという、実は根本的な疑問もございます。こうした点は、これまでの議論でまだ共通認識を得られていないのではないかと私は見ております。

そこで、本ワーキンググループにお願いがございます。次回会合までに民放連としての意見と、これまでの議論に対して疑問に感じている点を文書に整理してお示しをしたいと思いますので、ぜひ御検討、御対応、御回答いただけないかというお願いであります。オブザーバーの立場で誠に僭越ではございますが、同じ放送法に立脚して二元体制の一翼を担う民間放送事業者として、NHKの在り方には極めて高い関心を持っており、本ワーキンググループはNHKの処遇を決めようと、そういう議論をされているのだと理解していますので、議論を正しく理解するためにも、ぜひ前向きに御対応くださるよう重ねてお願い申し上げます。よろしければ、詳細は後ほど総務省事務局の方と御相談をさせていただきたいと思います。

【岸放送政策課企画官】

曾我部構成員のコメントを代読させていただきます。(以下、代読)

本日は出席することができず申し訳ありません。事前に資料を拝見して、簡単ながらコメントさせていただきます。競争の在り方について提示された論点そのものについては、競争は専門外なので2点ほど概括的なコメントをするにとどめます。

第1点は、事前審査か事後審査かということについて、多元性への悪影響が現れ始めてからそれを確知して対応するということでは手後れとなる可能性があると考えます。一度損なわれた多元性を回復することは困難であり得ることを考えると、基本的には事前審査を軸に考えるのが適当ではないかと思われまます。

第2点は審査体制についてです。どの主体が審査を担うのかについて、現段階で意見を述べることは困難ですが、基本的な視点として審査のための専門的能力と情報収集能力との確保が不可欠と考えます。後者については、仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性も考えれば、どの主体が審査を担うのかという問題とは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要があるように思われます。

次に、「競争の在り方」について提示された論点そのものからは外れますが、これらを検討する際にも忘れてはならない大きな視点について改めてコメントしたいと思います。事務局資料43ページに紹介されている「欧州委員会のメディア多元性のテスト」は、今回のワーキンググループで議論になっている公共放送の活動による多元性への影響の問題に限らず、より広くメディアの自由や多元性全般を対象とする視野の広いものです。日本でも本来はこうした視点で物事を見ることが求められ、それが欠落していることは今後の大きな課題です。

ただ、本ワーキンググループの守備範囲の範疇でも、NHKがその活動によって公正競争を阻害しないかという観点だけではなく、メディアの多元性を維持するために貢献できることはないのかといった視点をどこかに盛り込むことは不可能ではないと考えます。一例として、BBCでは受信料財源で記者を100人単位で雇用し、地方紙に配属するという提携事業を行っているとのこと。日本の実情に即した形で、NHKがメディアの多元性に対してより積極的に貢献できる方法はないかを検討する必要があります。

【三友主査】

今、代読いただきました2点目は非常に重要なポイントだと私も感じております。ある意味では先ほどの民放連の堀木専務理事に対するアンチテーゼにもなるのかもしれませんが、ここは議論を深めていけることができればと思っております。

(12) 閉会

事務局から、今後のスケジュール等、伝達事項の連絡があった。

(以上)